

一宮市婚活支援事業委託業務仕様書

1 委託業務名

一宮市婚活支援事業委託業務

2 業務の目的

結婚を希望しながらも出会いの機会に恵まれない未婚者に、出会いの場やきっかけづくりの機会を創出するため、地域資源を活用した婚活イベント事業を実施する。

3 業務委託期間

契約締結日から2026（令和8）年3月31日（火）まで

4 業務の概要

（1） 業務内容

ア 婚活イベントの企画・運営

イ 広報及び募集の実施

ウ その他関連業務

5 業務の詳細

以下（1）～（11）を踏まえた業務の企画調整・運営及びこれに付随する業務一式について、提案者の企画案及び一宮市との協議に基づき実施するものとする。

（1） 実施する婚活イベントの概要

ア 異性との出会いや交流の機会となる婚活イベントを開催する。

※一宮市のイベントや祭り、文化財、観光資源、施設等を最大限活用し、シティ・プロモーションとしても市の魅力を発信できるものとする。

※男女ペアまたはグループで自己紹介を行うとともに共同作業等で交流を図ること。

イ 参加者同士が十分に交流でき、本イベントが出会いのきっかけとなるようグループごとの共同作業や、レクリエーション等のプログラムを組み込むこと。会食については必須ではない。

なお、屋外での婚活イベントの場合は、雨天時における対応も想定したプログラムとすること。

ウ 本イベントが円滑、安全に進行するよう、運営監督責任者、司会進行者の他、参加者に対し、必要に応じてサポートができる人員を適宜配置すること。

エ イベント当日の受付が滞りなく行えるよう、受付方法を工夫すること。なお、受付時に写真付きの本人確認書類等を提示させ、参加要件及び申込者本人であることを確認すること。

オ 年間で、最低2回はマッチングを行うイベントを実施すること。

(2) 実施回数、会場

婚活イベントを年に3回以上開催すること。イベントごとのテーマは異なるものとする。
また、会場は一宮市内とし、その手配を行うこと。

(3) 参加者の要件

- ・各イベント等の実施日において、18歳から39歳までの独身男女でイベント毎に設定することができる。ただし、最低1回は18歳から39歳の範囲で実施すること。
- ・男性については愛知県内在住・在勤・在学であること。
- ・匿名（通称名含む）でなく実名で参加すること。（写真付きの本人確認書類等を提示させること。）
- ・暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと。

(4) 募集定員

- 年間で男女各60名とし、1回のイベントでは男女各20名以内とする。
- ・定員を超える参加申込があった場合は、抽選で参加者を決定すること。
 - ・男女とも市民枠を設定し、定員の半数を市民枠として一宮市内在住者から、残りを市民枠から外れた者から抽選で決定すること。
 - ・参加者が定員に満たない場合は参加者の確保に努めること。
 - ・最少催行人数については一宮市と協議の上決定すること。

(5) 開催時期

婚活イベントは土曜日または日曜日に1日で開催すること。開催時期やその曜日は一宮市と協議の上決定すること。

(6) 広報

より多くの方に本事業に参加してもらえるよう効果的な広報（チラシ・ポスターの作成、申込サイトの開設等）を実施すること。

なお、広報の際には一宮市主催の事業であることが明確にわかるように表示し、広報等の案は事前に一宮市と協議すること。

(7) 対象経費、参加費について

ア 委託料の対象経費は委託事業に係る一切の費用（イベント企画、運営費、謝礼、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場使用料、人件費、借上料、保険料等）とし、備品購入費は対象としない。

イ 通信費、イベント会場までの交通費、飲食代等は本人負担とする。また、入場料、チケット代、体験活動料はイベント等運営費の対象経費としてもよいが、過度なものとならないよう配慮すること。

ウ 参加者から参加費を徴収しても差し支えないが、金額は一宮市と協議の上決定すること。

(8) 広告宣伝

ア 募集チラシの内容、印刷枚数・配布方法は、一宮市の規模を考慮し、実際の作成・配布時には、事前に一宮市と協議すること。作成したチラシは、200部を青少年課へ

提出すること。

イ Webサイトを作成し、「いち婚」やその他本事業を検索しやすいワードで容易に検索できるよう調整すること。

ウ 地元メディアも活用するなど、効果的な情報発信を行うこと。

(9) 参加者の募集及び問い合わせ対応等の事務

ア 参加者の募集を行い、申込受付を行うこと。最終参加予定人数等については、一宮市に報告すること。

イ 参加者からの問い合わせに対応すること。

(10) アンケートの実施

ア 事業終了後、参加者からアンケートを取ること。アンケートは任意回答とするが、多くの参加者から回答が得られるようWeb上で行う等工夫すること。

イ 参加者の結婚に対する意識調査、本事業に対する満足度調査を行うためのアンケートの作成、集計、分析を行い、結果を報告すること。なお、設問内容については市と協議すること。

(11) 実績報告書の提出

業務を完了したときにはそのイベントごとに、速やかに実績報告書を作成し、次に掲げるものを契約の期限内に提出すること。

ア 実績報告書 1部

報告書には事業概要、広報、参加者名簿、アンケート集計結果、記録写真等のまとめ及び事業の効果や課題等の検証含め、業務委託費収入支出明細書を添付すること。

イ 電子データ 一式

報告書のデータをCD-ROM等の記憶媒体に収録したもの。

6 個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律」及び「一宮市長の保有する個人情報の保護等に関する規則」「一宮市情報セキュリティポリシー」等の関係法令及び条例を踏まえこれを遵守すること。

(2) 個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、一宮市が必要と認める範囲内で収集すること。

(3) 個人情報の取扱者を限定するとともに、収集した個人情報を本事業の目的以外の目的で利用したり、他の者に提供したりしないこと。

(4) 収集した個人情報は、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

(5) 収集した個人情報は、契約終了後、確実かつ速やかに廃棄又は消去すること。

7 再委託の制限等

(1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならな

い。

- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に一宮市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等を報告すること。

8 留意事項

- (1) イベント等を安全に実施するため、施設、設備等の確保や必要なスタッフの配置等不測の事態に対応できる体制をとり、事故防止に万全を期すこと。
- (2) 参加者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。なお、トラブルについては直ちに一宮市へ報告すること。
- (3) 当日、参加にふさわしくない状態である者(著しく不快、虚偽の言動、ナンパ目的の不誠実な者、酒に酔っている者、虚偽の申込みの者等)や、健全な運営を損なう行為(犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、他者の名誉又は信用を毀損したり、誹謗中傷したりする行為、物品販売や商取引、政治活動、宗教活動などの行為、イベント等の運営を阻害する行為等)を行う者については、参加の拒絶や退場を求めるなど健全性を維持し、他の参加者を保護する取り組みを行うこと。
- (4) 参加者間の個人情報の交換については、参加者の自己責任において行うよう、事前に参加者に伝えること。
- (5) イベント等の開催後に本イベントに起因するストーカー被害等の相談があった場合は、一宮市及び関係機関と協力し、適切に対応すること。

9 雑則

下記の点に留意すること。

- (1) 委託業務を遂行するうえで必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (2) 業務の実施に際しては一宮市の指示に従うこと。なお、企画の実行にあたっては、一宮市と協議の上、内容を変更することがある。
- (3) スケジュールについては一宮市と調整すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や社会情勢の変化により本仕様書の内容に変更が必要となった場合については、その都度一宮市の指示を受けて処理すること。
- (5) 特別警報または暴風警報の発表等により本イベントの中止もしくは延期の指示を一宮市から受けた場合は、これに従うこと。
- (6) 採用された企画及び成果物の著作権は、一宮市に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、成果物について第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (8) その他、仕様書に定めのない事項は、一宮市及び受託者の協議により定めるものとする。